

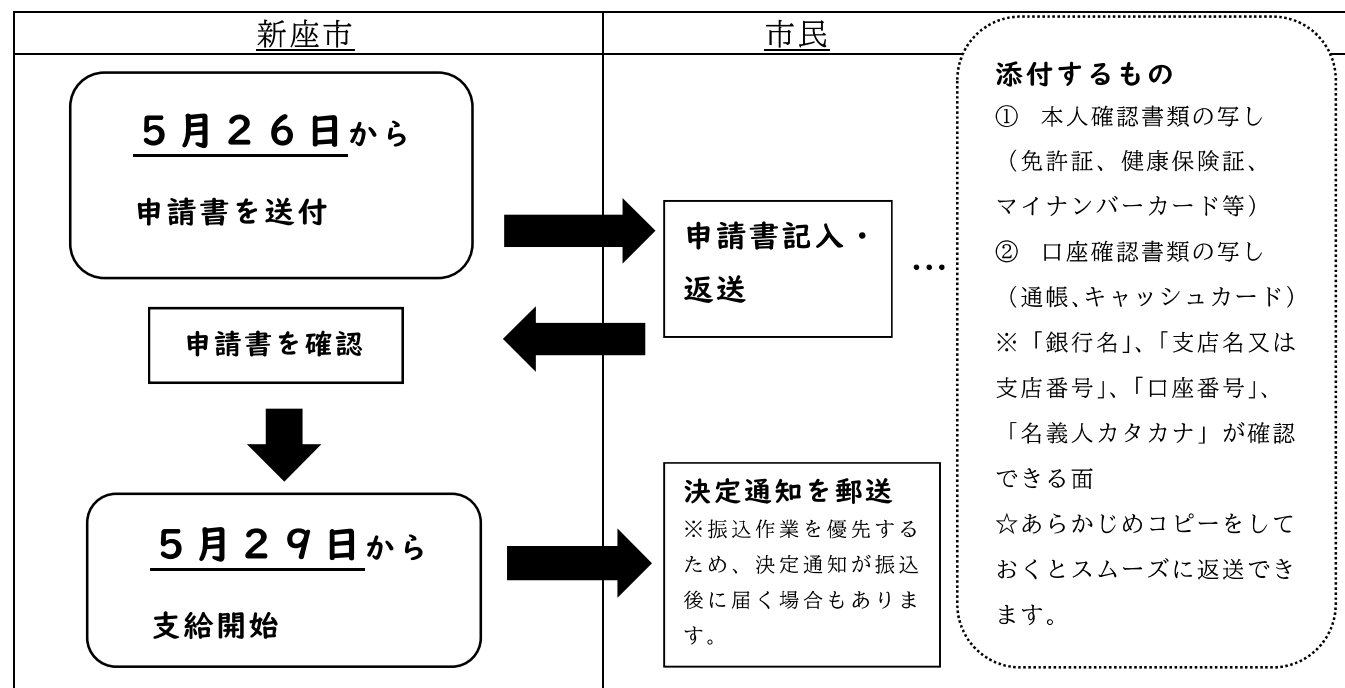
◆特別定額給付金（10万円）の支給について

感染拡大防止に留意しつつ、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金を支給します。

このお知らせは、申請の流れとスケジュールをお伝えするものです。
(5月11日時点の予定のため、今後変更する場合があります。)

- 【対象者】基準日(令和2年4月27日)において、新座市の住民基本台帳に登録されている方
- 【給付額】1人につき10万円
- 【申請方法】郵送又はオンラインによる
- 【受取り方法】金融機関の口座へ振込み

【郵送による申請の流れ】



- 6月1日(月)になっても申請書が届かない場合は、市コールセンターにご連絡ください。
- 提出期限：令和2年8月25日(火) 必着

【マイナンバーカードによるオンライン申請】

マイナンバーカードをお持ちの方は、オンライン申請もできます。
⇒詳しくは市ホームページをご覧ください。

※マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 メニュー4番

【問合せ】

- ① 5月18日(月)まで [0120-260-020 (総務省コールセンター)
048-477-1111 (新座市役所代表)]
- ② 5月19日(火)以降 0120-38-6763 (新座市特別定額給付金コールセンター)

【給付金の詐欺に注意！】

市職員が、ATMの操作や振込みのお願いをすることは絶対にありません。
怪しいと思ったら、お近くの警察署や消費者ホットラインに相談してください。
【警察相談専用電話 #9110 消費者ホットライン(局番なし)188】

新型コロナウイルス感染症に関連する

新座市からのお知らせ

国の緊急事態宣言が5月末まで延長される中、市民の皆様には大変ご不便な日々をお過ごしのことと存じます。不要不急の外出を避けるなど、感染予防対策を引き続きしっかりと実施していただきたいと思います。

皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

さて、市民の皆様や事業者の皆様の厳しい現状を打破するため、国・県・市が緊急経済対策を実施いたしますので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

令和2年5月11日

新座市長 並木 傑(まさる)

◆新型コロナウイルス感染症相談窓口

様々な相談

TEL 0570-783-770

(24時間受付) 埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター

疑い事例の場合

TEL 048-461-0468

(平日8時30分~17時15分) 帰国者・接触者相談センター

(ご相談いただく目安)

- ・ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・ 上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

◆新座市独自の緊急経済対策【第1弾】

市民の皆様の生活の安定化を図るとともに、事業者の事業の継続を支援するための様々な取組を行います。

市民の方へ

- ・ ひとり親家庭等支援金の支給……………①
- ・ 就学援助準要保護世帯支援金の支給……………②
- ・ 傷病見舞金の支給……………③
- ・ 学校給食を活用した児童・生徒への昼食の提供……………④

事業者の方へ

- ・ 事業者家賃支援金の支給……………⑤
- ・ テイクアウト・デリバリー導入支援金の支給……………⑥

中面

各事業の内容及びその他の支援・相談窓口については、中面をご覧ください。

国の緊急事態宣言の延長を受け、公共施設の臨時休館を延長します。市民の皆様には、ご不便をおかけしますが、ご理解くださいますようお願いいたします。詳しくは、各施設へお問い合わせください。

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方への支援・相談窓口

【個人・世帯向け】

★印は本市独自の事業です。

| 種類 | 内容 | 対象 | 連絡先 (Tel) |
|------------------------------------|---|----------------------------------|-----------------------------------|
| 貸付・融資 | 生活福祉資金貸付の特例 | 生活にお困りの方 | 新座市社会福祉協議会 (048-480-5705) |
| 助成金・支援金・補助金・給付金 | 特別定額給付金 (総務省) →国の施策により1人10万円を支給するもの | 基準日 (令和2年4月27日) に住民基本台帳に記録されている方 | 特別定額給付金室 ※裏面を参照 |
| | 住居確保給付金 | 生活にお困りの方 | 生活支援課 (048-477-6347) |
| | ★①ひとり親家庭等支援金 →児童扶養手当の受給世帯に対して、1世帯当たり3万円を支給 (申請不要、6月11日に支給予定) | 令和2年5月分の児童扶養手当の受給世帯 (生活保護世帯を除く) | 子ども給付課 (048-424-9619) |
| | ★②就学援助準要保護世帯支援金 →就学援助制度の準要保護世帯に認定された世帯 (①の対象となる世帯を除く。) に対して、1世帯当たり3万円を支給 | 就学援助制度の準要保護世帯 | 学務課 (048-477-6869) |
| ★③傷病見舞金 →新型コロナウイルス感染症に感染した場合に支給 | 国民健康保険の被保険者のうち、傷病手当金の支給対象とならない方かつ事業所得がある方 | 国保年金課 (048-423-3035) | |
| 国民年金 | 障害年金の手続 (障害年金受給者向け) →現況届・生計維持確認届・障害状況確認届は未提出でも当面受給できます | 障害年金受給者 | 国保年金課国民年金係 (048-424-9612) |
| 使用料・税金等の納付の先延ばし・減免関係 | 国税の納税猶予 (関東信越国税局) | 納税義務者 | 関東信越国税局猶予相談センター (048-615-3007) |
| | 県税の納税猶予 (朝霞県税事務所) | 納税義務者 | 朝霞県税事務所 (048-463-1671) |
| | 市税の納税猶予 | 納税義務者 | 納税課徴収係 (048-477-1852) |
| | 上下水道料金の支払猶予 | 該当する水道使用者 | 水道お客様センター (048-424-8276) |
| | 介護保険料の徴収猶予・減免 | 被保険者 | 介護保険課管理係 (048-424-9609) |
| | 国民健康保険料の減免 | 被保険者 | 国保年金課保険税賦課係 (048-424-4867) |
| | 後期高齢者医療保険料の徴収猶予・減免 | 被保険者 | 長寿はつらつ課 (048-424-9610) |
| | 国民年金保険料の免除 | 国民年金加入者 | 国保年金課国民年金係 (048-424-9612) |
| | 通信料金・電気料金・都市ガスの使用料金の支払猶予 | 個人 | 各社にお問合せください |
| 所得税の確定申告 (朝霞税務署) | 個人 | 朝霞税務署 (048-467-2211) | |
| 自転車駐輪場 | ★自転車駐輪場の使用料の還付 →駐輪場を使用している学生に対し、令和2年4月以降の休校期間における使用料を還付 | 駐輪場を定期利用している学生 | 交通防犯課 (048-477-2484) |
| その他の支援、相談窓口 | ★④昼食の提供 →市立小中学校の子ども達に、学校給食を活用した昼食を提供 | 市内小中学生 | 学務課 (048-477-6972) |
| | 布製マスクの全戸配布に関する電話相談 (厚生労働省) | 全世帯 | 相談窓口 (0120-551-299) |
| | ★郵送申請における証明書発行手数料等の免除 →住民票の写し、所得・(非)課税証明書、評価証明書、納税証明書等を郵送で申請した場合の手数料及び返送に係る費用を免除 | 申請者 | 各担当課 ※詳細は市ホームページをご覧ください |

【中小企業者・個人事業主向け】

★印は本市独自の事業です。

| 種類 | 内容 | 連絡先 (Tel) |
|-------------------------------------|--|--|
| 貸付・融資 | 新座市の融資制度 →中小企業向けの融資制度 | 経済振興課 (048-424-6346) |
| | 埼玉県の融資制度 →中小企業向けの融資制度 | 埼玉県産業労働部金融課 (048-830-3801) (申請先)新座市商工会 (048-478-0055) |
| | 日本政策金融公庫の融資制度 →中小企業向けの融資制度 | 日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル (0120-154-505) 浦和支店 (048-822-7171) |
| セーフティネット保証の認定申請 | セーフティネット保証4号・5号認定 →融資等の制度を利用するための認定書の発行 (郵送申請可) | 経済振興課 (048-477-6346) |
| | 危機関連保証認定 →融資等の制度を利用するための認定書の発行 (郵送申請可) | |
| 助成金・支援金・補助金・給付金 | 持続化給付金 (経済産業省) →事業全般に広く使える給付金の支給 (法人200万円、個人事業主100万円まで) | 持続化給付金事業コールセンター (0120-115-570) |
| | 埼玉県中小企業・個人事業主支援金 →令和2年4月8日から5月6日までの間に20日以上休業した企業者への支援 | 埼玉県中小企業等支援相談窓口 (0570-000-678) (048-830-8291) |
| | 埼玉県業種別組合等応援補助金 →組合等が行う感染防止等に係る取組への支援 | |
| | 雇用調整助成金 (埼玉労働局) →労働者の雇用維持に係る休業手当、賃金等の一部の助成 | ハローワーク朝霞 (048-463-2233) |
| | 働き方改革推進支援助成金 (テレワークコース) (厚生労働省) →テレワーク実施に係る費用の一部を助成 | テレワーク相談センター (0120-91-6479) |
| | 小学校休業等対応助成金・支援金 (厚生労働省) →小学校の休業等に伴い休業・休職となる保護者を雇用する企業や個人で仕事をしている方への支援 | 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター (0120-60-3999) |
| | ★⑤事業者家賃支援金 →賃貸物件で事業を営む方に対し、家賃の4分の1を補助 (限度額10万円/月・2か月分) | 経済振興課 (048-424-9606) |
| | ★⑥テイクアウト・デリバリー導入支援金 →新規導入費用の9割を補助 (限度額20万円) | |
| | その他相談受付 | 商工業者の経営や融資に関する相談 (新座市商工会) |
| 感染症に関する経営相談窓口 (埼玉県よろず支援拠点) | | 埼玉県よろず支援拠点 (0120-973-248) |
| 感染症に関連する「特別労働相談窓口」 (埼玉県労働局) | | 埼玉県労働局相談窓口 (048-600-6262) |
| 農産業・食品事業者等向けの感染症に関する相談 (農林水産省関東農政局) | | 関東農政局調整室 (048-740-0311・0016) |